

第7部 応急対策に関する 足立区全体シナリオ

第1部

総則

第2部

防災に関する組織と活動内容

第3部

災害予防計画

第4部

災害応急対策計画

第5部

災害復旧計画

第6部

災害復興計画

第7部

応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編

火山対策

応急対策に関する足立区全体シナリオ

本計画中に示される被害想定は、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実態に即したものである。

しかし、従来の被害想定では実践的な応急対策の検討に限界があり、その解決策として本シナリオの活用を考えた。

まず、シナリオの第1の特徴としては、過去の事例がないことや、事象が複雑すぎて被害の程度や形態を明確に推定することができないが、応急対策を検討するうえでどうしても必要な項目について、ある程度の割り切りをして被害の程度を決めているという点である。

例えば、区役所や警察、消防、病院施設及び避難所の被害やライフライン支障による機能支障は、応急対策の主体となるものであり、計画の策定にあたっては重要であるが、科学的な検討は困難である。

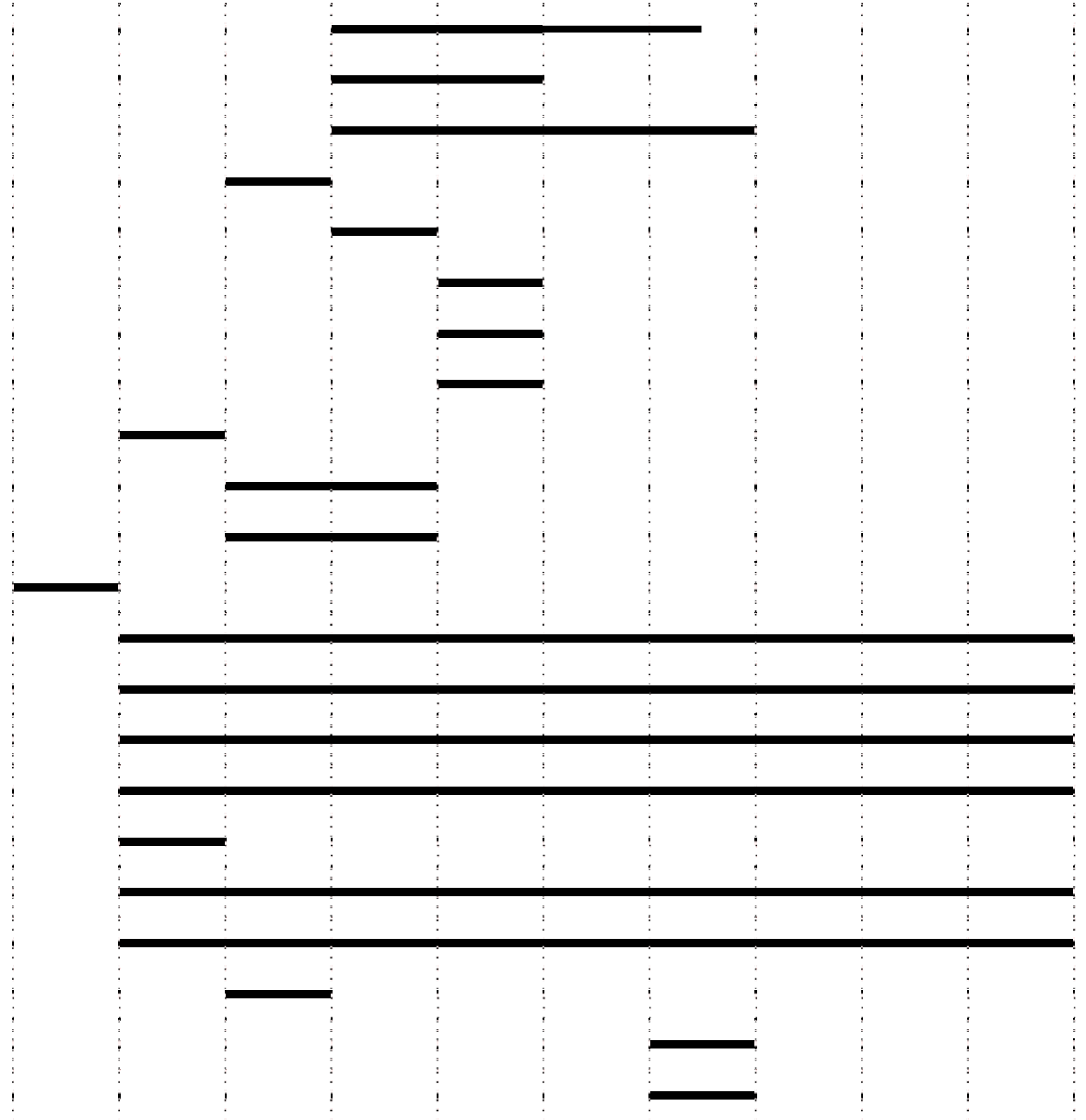
このような事項に対して、シナリオを適用することにより、具体的な検討が行えるようになる。

シナリオの第2の特徴としては、地震発生後の時間的変化を入れて、事象の全体像を描いている点にある。被害の拡大と沈静化、応急対策の立ち上がり、確立、終了の過程を、時間軸を強く意識しながら描いているもので、このような社会状況全般の推移を分析する中から、地震後の社会的ニーズを明確化し、応急対策の改善点を明らかにすることが可能になる。

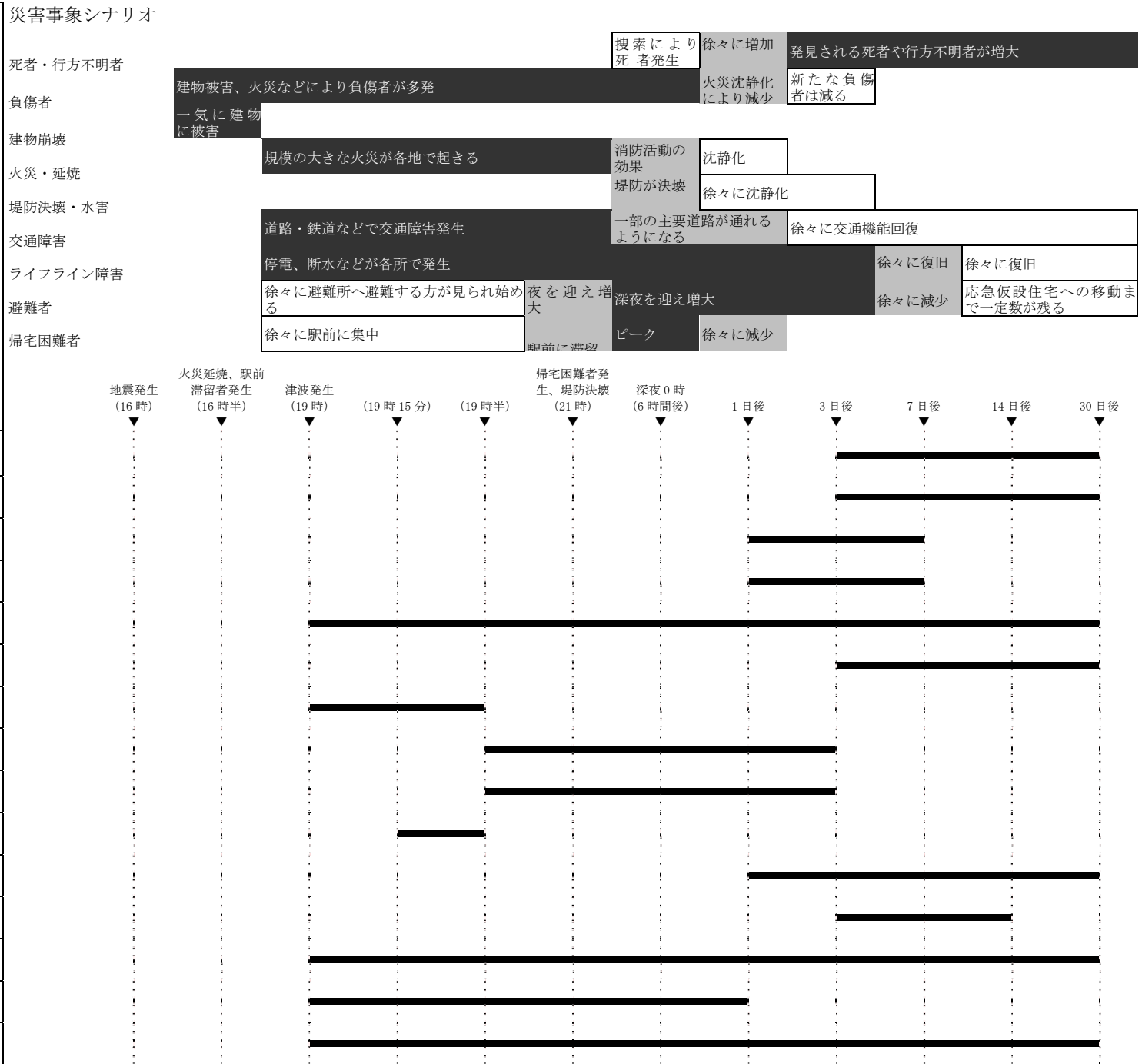
また同時に、時間軸に沿って応急対策に係わる必要な人員等も把握でき、業務継続計画（BCP）との内容と実現性の整合が図れるものである。

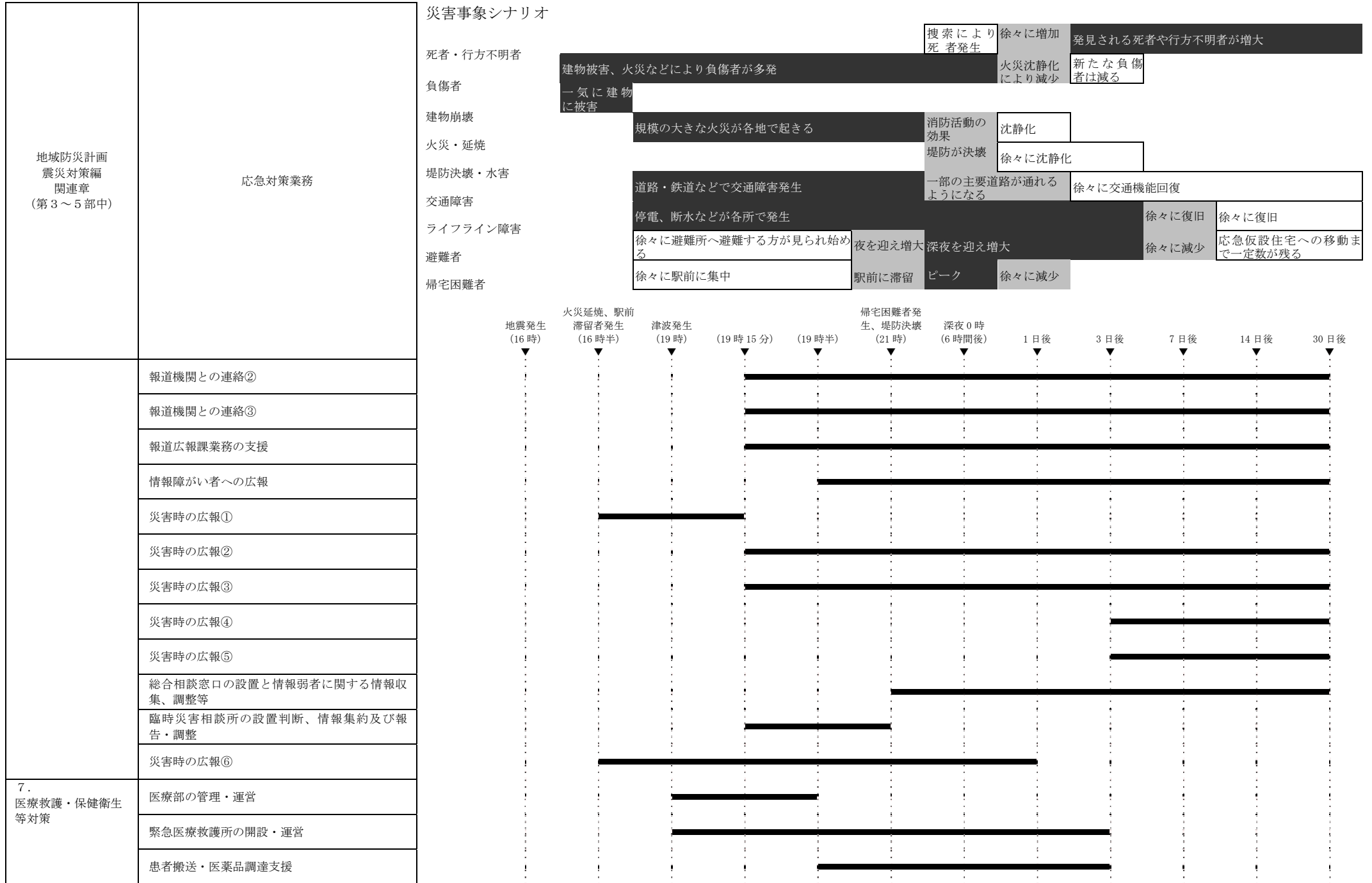
以上の特徴を踏まえ、「応急対策に関する足立区全体シナリオ」では、被害想定項目の結果を取りまとめ、対象地域全体の被害と社会状況がどのように推移し、主な応急対策がどのように実施されていくかを記述しているものなので、その内容は、今後更に検討・改善を重ね、より精度、質の高いものに更新していく。

	障害物除去等の道路啓開作業②（緊急道路障害物除去）
	道路、橋梁の障害物除去等、道路啓開対応要請
	給水拠点等の被害調査、給水需要を予測、応急給水活動の実施
	<堤防決壊の場合> 震災時水防本部の設置
	<堤防決壊の場合> 河川被害の情報収集
	<堤防決壊の場合> 堤防・護岸の応急対策（河川・水路応急措置）
	<堤防決壊の場合> 排水場施設の運転・管理（排水場応急措置）
	<堤防決壊の場合> 被害状況の調査記録・管理
4. 津波等対策	津波警報・注意報等の情報収集
	津波警報・注意報等の区民等への周知・広報活動
	津波避難誘導
5. 応急対応力の強化	緊急災害対策本部の設置・運営
	災害対策本部の設置・運営
	防災センター情報収集指令室における情報分析活動（情報分析班）
	防災センター情報収集指令室における防災関係機関及び各部との連絡調整（通信班、渉外庶務班）
	職員・物資担当の管理・運営統括
	職員動員数の把握
	災害応急・復旧の予算編成（ハード面）
	災害時応急活動の予算編成（ソフト面）
	非常時における支払方法に関する基本方針の作成
	指定金融機関と支払の方法及び現金の調達について連携をとる
	現金の調達手段を確保する <現金を確保する>

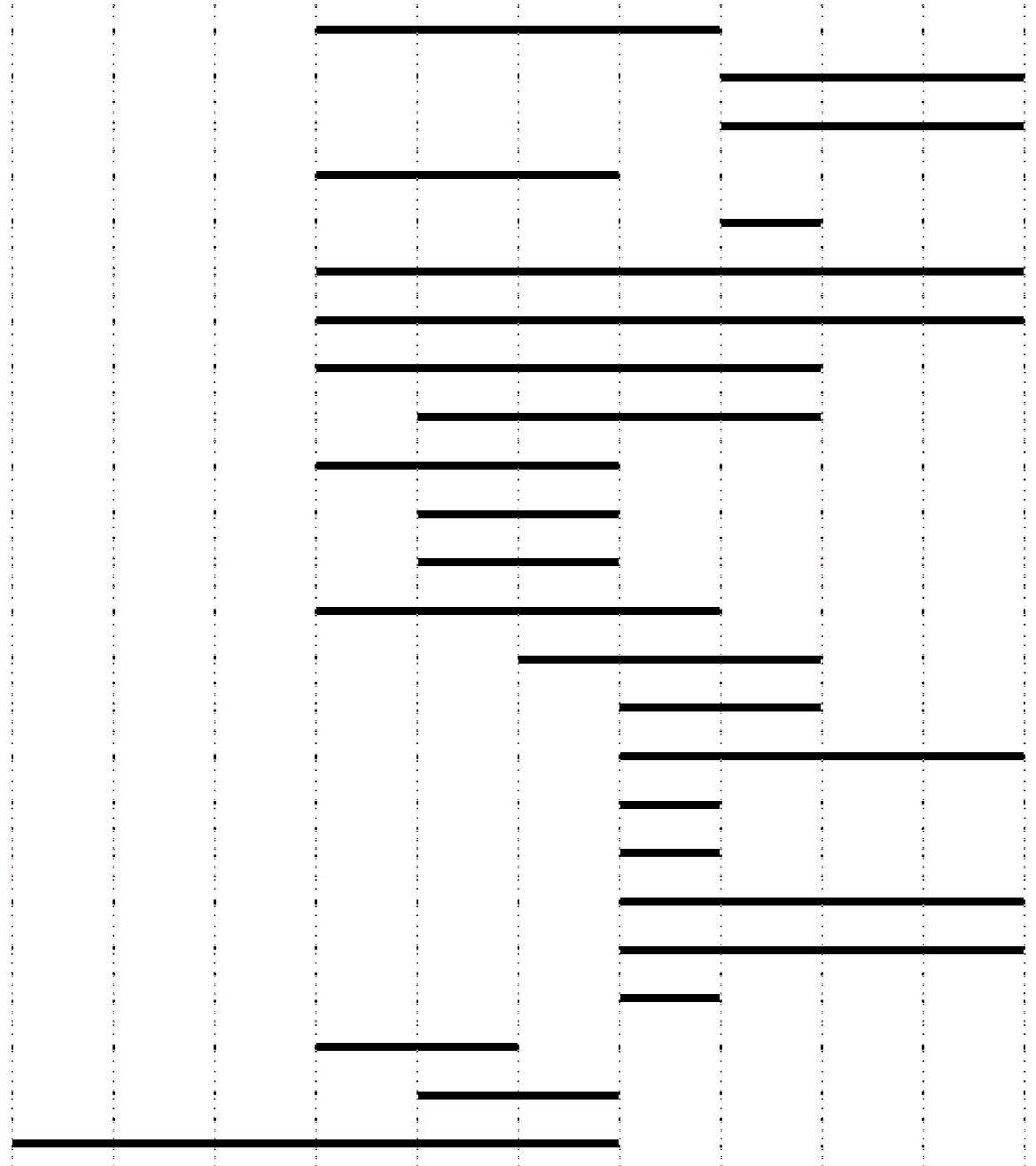


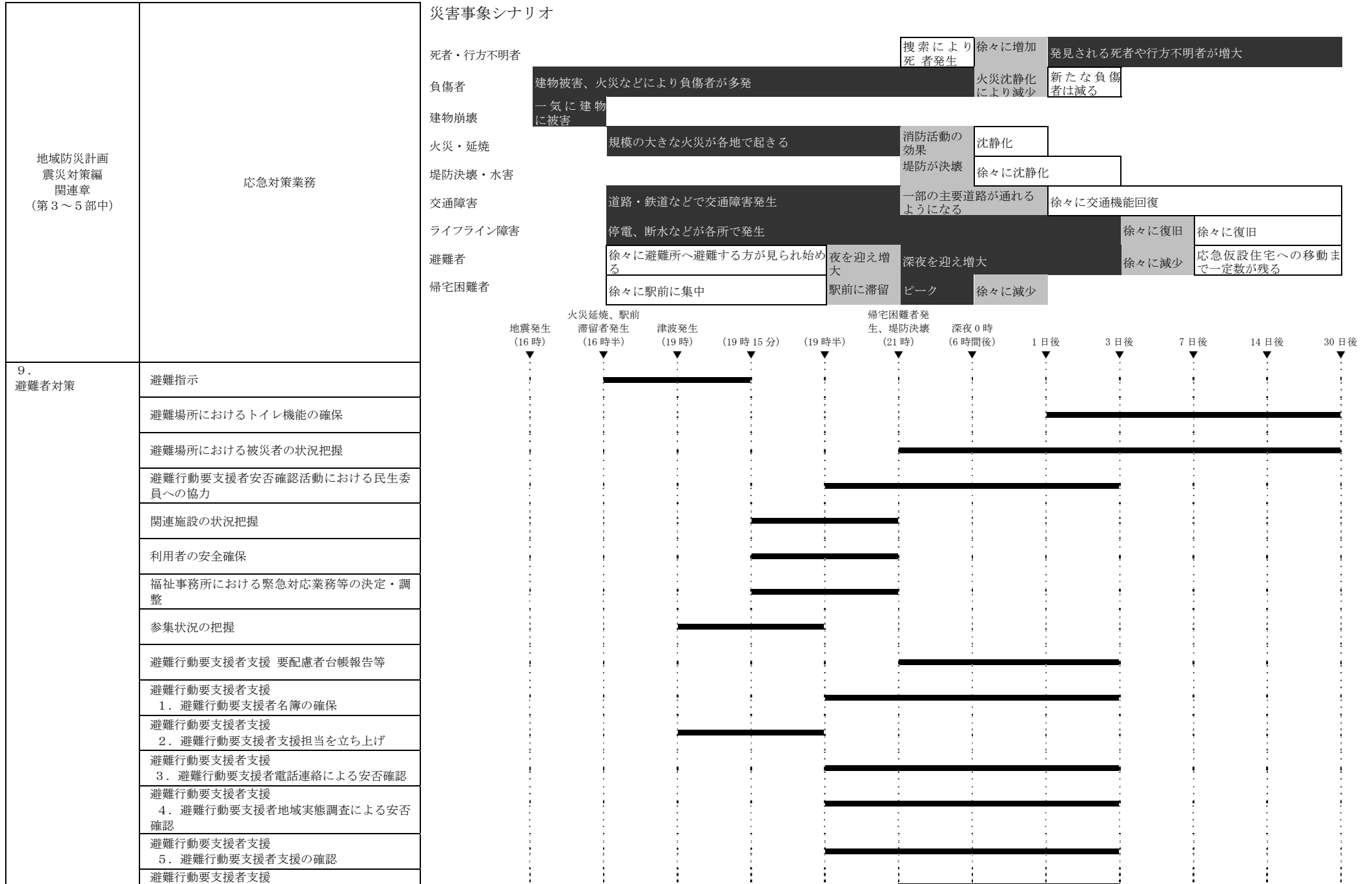
域防災計画 震災対策編 関連章 (第3～5部中)	応急対策業務	災害事象シナリオ
		死者・行方不明者 負傷者 建物崩壊 火災・延焼 堤防決壊・水害 交通障害 ライフライン障害 避難者 帰宅困難者
	物資調達に伴い支払いを行う	
	災害援護金、義援金等の受け入れ(一時保管)に関する業務	
	職員の給食、宿泊場所の確保	
	職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償	
	本部職員の安全管理	
	防災会議の開催	
	救出部の設置	
	捜索・救出活動の開始①	
	捜索・救出活動の開始②	
	自衛隊への派遣要請と受け入れ	
	人材の輸送	
	災害視察団の応接	
	庁内調整連絡事務	
	災害対策本部施設(本庁舎)の復旧	
	部内総括	

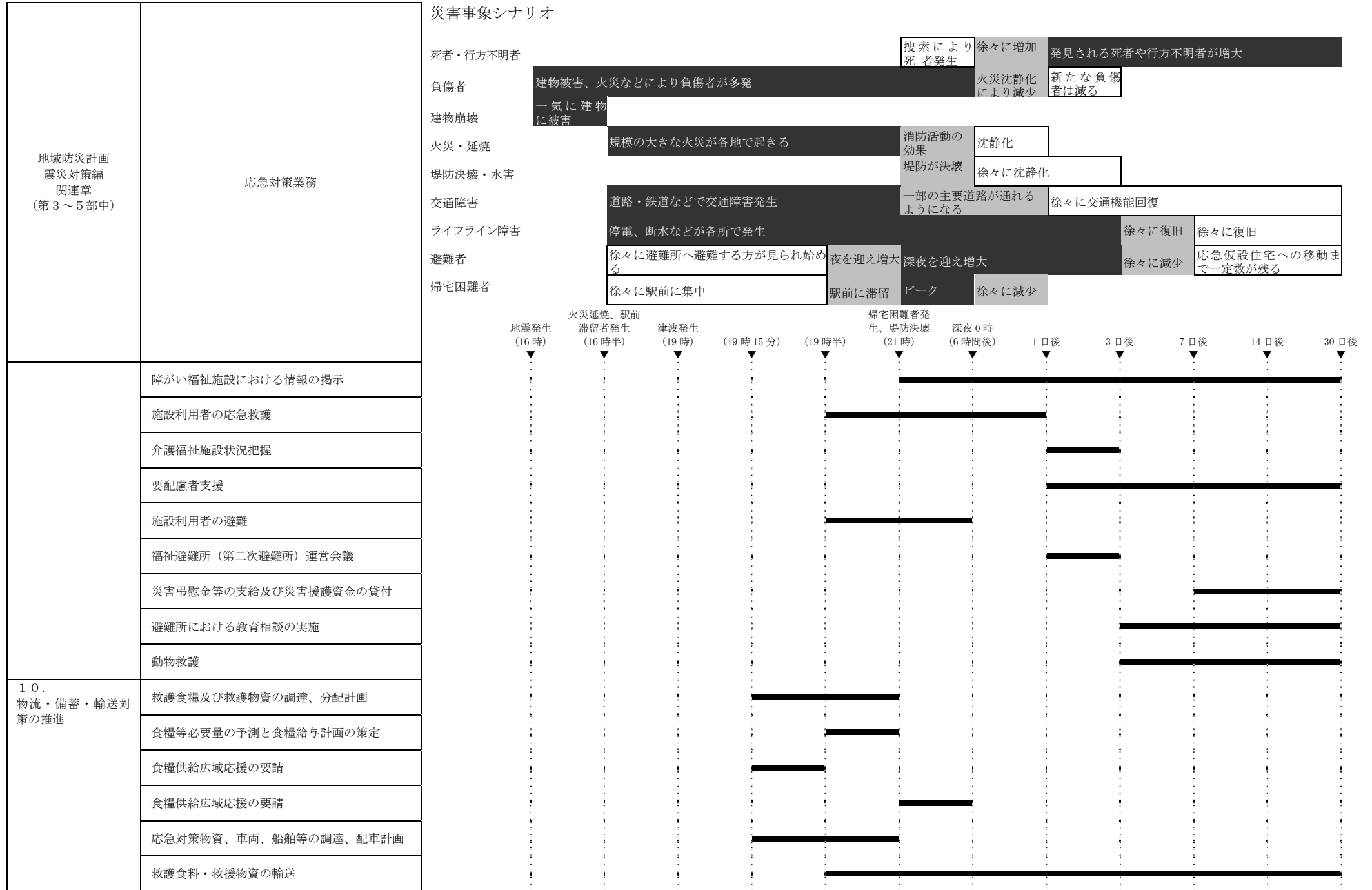




	医療スタッフの搬送
	保健衛生・防疫活動の徹底
	医療相談所の開設・運営
	在宅人工呼吸器使用者の安否確認等
	動物救護活動支援
	災害薬事センターの設置・運営
	医療施設の確保
	行方不明者の捜索総括及び遺体の収容
	遺体の搬送（⇒遺体収容所）
	遺体収容所の設置
	遺体の安置 遺体安置資材の搬送（⇒避難所）
	遺体安置所施設への資材の搬送（避難所⇒遺体安置所）
	遺体の搬送及び安置の処置②
	遺体安置所の運営・搬送
	遺体安置所の設置運営支援及び遺体の搬送・火葬
	都・警視庁への報告・住民への周知
	死体の検視・検案・火葬
	遺体安置所の設営
	身元不明遺体の保管
	遺族への遺体引渡し
	火葬許可証の出張交付
	所管生涯学習施設利用者の救護・応急対策の実施
8. 帰宅困難者等対策	駅前滞留者・帰宅困難者の誘導
	災害時の広報⑥ 滞留者に対する情報提供







地域防災計画 震災対策編 関連章 (第3～5部中)	応急対策業務	がれき部の設置
		片付けごみ・解体廃棄物、避難所ごみ、生活ごみの情報収集・連絡調整
		片付けごみ・解体廃棄物、避難所ごみ、生活ごみの発生状況の把握と処理計画・実行計画の策定
		緊急仮置場の開設（一次仮置場）
		「片付けごみ仮置場」の開設（一次仮置場）
		被災家屋の解体、撤去申請受付、解体・撤去作業
		「解体廃棄物仮置場」の開設（一次仮置場）
		有害化学物質の対応及び環境保全対策
		「避難所ごみ・生活ごみの収集運搬」
		教育本部の設置・運営
		区立幼稚園、幼保園、小中学校、教育相談センターの被害情報の収集、集約、及び情報伝達
		幼稚園・幼保園の被災園児の状況調査
		校外施設の被災状況調査（人的被害・建物の被害）

災害事象シナリオ

